第8回天橋立周辺景観まちづくり検討会　議事要旨

日時：平成19年6月29日（金）13:30～16:30

場所：与謝野町生涯学習センター知遊館

１．開会

２．今年度の検討方法について

前田座長：　先日、石見銀山の世界遺産への登録が決まったが、こちらも頑張らなければという気がする。次第2「今年度の検討方法について」の資料説明をお願いする。

＜事務局より資料1の説明＞

前田座長：　ご意見、ご質問はないだろうか。

　とくになければ次第3「景観まちづくりの目標・基本方針について」の資料の説明をお願いする。

３．景観まちづくりの目標・基本方針について

＜事務局より資料3、4の説明＞

前田座長：　ご意見、ご質問はないか。非常に大事なところだがすぐに意見は出しにくいと思われる。具体案的な話が進むなかでフィードバックしながら修正していく形にするので、何かあれば、後ほどご発言いただきたい。

４．景観計画素案について

前田座長：　次第4「景観計画素案について」は長いので二つに分けて説明をお願いする。

＜事務局より資料4（ゾーン区分・基本方針）の説明＞

前田座長：　かなり具体的な内容となっているが、ご意見等はないか。

森委員　：　次第3へ戻る。景観まちづくり計画に環境問題が取りあげられていないようだが、その点はどうか。世界遺産を目指すという観点からもゴミだらけでは困る。ゴミの問題も環境に入ってくるのではないかと解釈している。

　傘松公園とビューランドだけの天橋立ではない。以前議論になった岩滝の一字観公園からの眺望景観の検討はどうなっているのか。

事務局　：　当然のご意見で、表現上出てきていないというご指摘かと思う。資料3が4の基になるもので、p2-4に方針の具体的なものを入れている。「天橋立のシンボル景観の保全」とあり、この「保全」に通常の維持管理も含めている。もう少し表現を考えていきたい。

森委員　：　総合的に入っていることは理解できるので、そういう位置づけならば結構だ。

事務局　：　二点目の一字観公園の俯瞰景観は資料4のp2に写真を載せたが、図2-9にあるように技術的な見地として、距離が遠いと判別しにくいので、今の段階で重点ゾーンにするのではなく、次の段階で考えたいという提案だ。

前田座長：　この点は前々回から話があり検討したが、全部同等にすると岩滝のまち並みの広い範囲にも強い規制が必要になる。今回は、文珠地区と府中地区の二地区として段階的に考

えていく方向だったと思う。

森委員　：　忘れないようにやっていくことが大目標なので、そのようにご理解いただきたいということだ。

前田座長：　環境問題は重要だが景観はすべての結果として表われるものなので、まず景観から攻めていき、ゴミや水質問題等も随所に入れていく配慮が必要。

　経済面から考える観光まちづくりも、環境まちづくりという考え方も景観まちづくりと関係している。関連する分野としてどこかに入れておくことは大事で、今後文言の書き方で工夫したい。

松井委員：　天橋立周辺からの景観を考えると、山並みの規制をしっかりしなければいけないが、すでに壊れているところも多い。山並みをきちんと直していかなければ環境が守りきれない。これを機会に山並みの景観を守ることをモデル的にしてはどうか。

　傷んだ山を直すときに、本来なら傷んでいる上から直すべきところを下の方に砂防ダムを造り一時しのぎをしているのが現状だ。今後災害が起きるたびに山並みが崩れ、景観として価値がなくなる可能性がある。国、府、市町が一緒になって配慮する形が取れないか。

事務局　：　山の緑の部分を景観行政の視点だけでフォローできるとは考えていない。言葉として「検討区域」としたが、いろいろな制度を組み合わせながら山を保全する仕組みが必要であると考えている。他のセクションとの関係もあり、ここで明確には言えないが、そのあたりは勉強させていただきたい。

前田座長：　ここでは景観的観点から山林整備も含めて関連事業を動かしていくことを促すような書き込み方になるだろう。山林問題は対症療法的になっているが、単なる保全ではなく攻めの保全が必要。

松井委員：　砂防ダムも昔の道を歩けるような形であるべきだが、人が歩けないような状況になっている。山の奥まで人が上がっていけるような形にした方がいい。

前田座長：　山林の場合、手を入れることが保全という時代になってきている。

山崎委員：　山の荒廃が進んでいるが、景観面、山をつくっていく観点から紅葉する山になるような植栽等の検討といった言葉を入れた方がいい。

　世界遺産に結びつけるなら保全で全て当てはまるのだが、阿蘇海の浄化といった言葉も入れてはどうか。

　丹後天橋立大江山国定公園となるようだが、山に手を入れる際に国定公園の関係法に引っかかることはないのか。

公園緑地課：　国定公園は自然公園法に基づいて規制が行われている。基本的に開発等に対する規制なので、手入れや自然を維持するという観点なら認められるはずだ。

事務局　：　阿蘇海の水質改善については資料4p3の取組のなかに掲げており、推進していくことになっている。検討区域の山並みは、規制区域の策定過程なのでそれをはっきりさせてから、景観計画でのフォローや自然公園法での対応と種々の組み合わせを見つけて検討

していきたい。

前田座長：　林政は木材を生産するのが至上命令であり、環境保全のために山を手入れする発想が弱かった。その点を今回の景観計画のなかで総合的に山を整備するよう促すことが大事だ。

森委員　：　非常に大切なので、山全体の保全を考えてもらいたい。

井上委員：　この検討区域のなかで大きな建物を建てようとすれば、建つ可能性があるのか。

事務局　：　宮津市の俯瞰景観重点ゾーンについては、高度地区の規制で高さ20m以上は建てられないことになっている。岩滝地区には、高度地区は定められていない。

井上委員：　湯布院の景観条例では、盆地周囲の山に規制がかかっておらず、外資がリゾート施設を建てようとしているという話を聞いた。岩滝は規制がないとのことだが、そういう可能性も考えられる。岩滝だけ外されているのか。

事務局　：　高度地区は都市計画で決めているが、岩滝だけではなく規制をかける必要がないと思われるところにはかけていない。

前田座長：　こちらから促して規制の仕方を景観法のなかで考える必要があるかもしれない。
　続いて「景観形成基準」について説明をお願いする。

＜事務局より資料4（景観形成基準）の説明＞

前田座長：　屋外広告物は屋外広告物条例だが、景観法との関係を説明してもらいたい。

事務局　：　景観法ができ、もとからある屋外広告物法を改正して対応できるようにした。京都府でも屋外広告物条例で対応するが、具体的に宮津市や与謝野町での設置等に関する事務は各市町が所管する。規制を厳しくするには条例での適用をどうするのか、規制の内容をどう指導していくのか、各市町と連携して対応する仕組みを検討していく。

赤松委員：　府中地区の道路から海のほうを見ると田んぼのなかにポツンと住宅が建っていたりする。天橋立の眺望を考えた景観面、環境面からも憂慮すべきことなので、コンパクトに集まるように制限はできないものか。

事務局　：　人口減少時代を迎えてコンパクトシティを推進する動きがあり、取り組んでいるところだ。天橋立を眺めるゾーンをどうするかは、まちそのものの構造と景観問題をどう組み合わせるかという話になる。
　建物を建てられるゾーンと建てられないゾーンは、都市計画的には市街化区域と市街化調整区域の線引き指定となる。宮津市、与謝野町は、その線引きをしていないため、今回は一般市街地のなかで建ててはいけないゾーンを計画に盛り込んでいない。幹線道路からも天橋立が見える空間構成をしていくことは重要なので、誘導していくスタンスで考えていきたい。

西川委員：　都市計画で線引きすることでまちづくりがスムーズにいくが、利害関係が出てくるため、なかなか難しい。

前田座長：　そこを乗り越えて難しいことを進めていかなければ景観は良くならない。この地域には線引きがないという都市計画の不備を景観法で補っていくべきだ。

山本委員：新規のものは規制できるが、既存のものにどう指導していくのか、その方法が難しい。

事務局　：　法制度上は既存不適格の扱いになるが、悩ましい点だ。地域の天橋立を良くしていこうという動きのなかで法制度を活用して方法を考えていきたい。

山本委員：既存不適格に対してどういう助成ができるか。そういうものを制度化していただければありがたい。

事務局　：既存不適格に関しては問題意識をもっているので対応については努力していきたい。

前田座長：屋外広告物法は規制がかなり厳しく撤去もできる。景観法はあくまでも誘導で規制は強くないが、何もなければ進まないので「そうしよう」と決めることが大事だ。

茶谷委員：　まちはどんどん変わっていくので、建て替え等で変わるときが良くするチャンスだ。規制をかけなくても住民たちが自主的に「これはやめよう」という動きが出るようなまちづくりができればいい。

――（休憩）――

５．景観まちづくりの具体的方策について

前田座長：　次第5「景観まちづくりの具体的方策について」、事務局から説明をお願いする。

＜事務局より資料4の説明＞

前田座長：　資料4に関連して、今年度、府で取り組む施策の説明をお願いする。

＜事務局より資料5、6の説明＞

前田座長：どちらの制度も各地区の景観施策に深く結びついている。景観まちづくりの動きに対して登録が認められるいい制度だ。各地区でぜひ活用したい。

吹田委員：今の説明だが、本検討会の内容と制度として重複することはあるのか。それぞれの範囲との関係も説明してほしい。

事務局　：景観資産登録は、例えば文珠地区の駅前や府中・岩滝地区のまち並みを切り取った形で登録していくことはあるので重複はあり得る。景観計画との関係でも可能。

　京都府の文化的景観の選定前条件として景観資産登録を受けていただくので、資料6(2)の登録対象の対象イメージのなかで、②の面的対象（まち並み、集落、田園等）が文化的景観と重複している部分が多いだろう。

吹田委員：　資料4の地区別施策の提案だが、細かい項目もまちづくり計画のなかで検討対象になってくるのか、計画として記載されるのかどうか。

　資料4の検討区域図のなかで赤い実線と点線の楕円の意味は何か。自然景観保全ゾーンとの関係はどうなっているのか。自然景観保全ゾーンは景観形成基準の項目がないが、この基準は今回の計画では挙がっていかないのか。

事務局　：　赤の実線は、文珠から府中まで天橋立を歩いて見える範囲を示した2kmの線であり、楕円形になる。点線は3kmの範囲を示している。黒の一点鎖線は山の稜線を結んだ景観計画検討区域を示しており、東側で赤の点線が区域から外れている個所は山の頂きの向こう側になるため検討区域から除いた。

　基準については資料4のp1に、行為制限として景観法が規制対象にしている建築物と

工作物の基準を列挙している。自然景観保全ゾーンの具体的基準を書いていないのは、もともと建物の建築を対象にしないゾーンとしているため。工作物等の基準の方で自然景観保全ゾーンについての対応を図りたいと考えている。

前田座長：　吹田委員の質問は、この基準の内容をもっと具体的に書かなくていいのかということではないのか。

吹田委員：　基準は細かく書いてあり、自然環境を守ることはわかるが具体的にはどうかがわかりにくい。

前田座長：　文言には「配慮」や「低減」とあるが、数字として気になるということだろうか。

吹田委員：　山の稜線でないところでラインが通っているところもあるようだが。

事務局　：　規制を考えるうえでの表現だが、次の段階で具体的な提示をしたいと考えている。今回の検討会では方向性について議論していただき、了解を得たい。

南端と北端で山の稜線と違うところもあるのはご指摘のとおり。天橋立から見えるもので、ある一定の距離以上を規制対象にするのは不適切ではないかということと、表現上としても一定のくくりのあるゾーン設定をしなければならないと考えていたので、稜線と違うところで入れたところがある。

前田座長：　この計画をつくると規制が入るので、広げすぎると計画がまとまらない恐れがある。天橋立を中心にして絞ったところでやるということだろう。

事務局　：　当初は地区別の提案は考えていなかったが、昨年度からの議論を踏まえて、検討会にはこのような形で進める提案をさせていただいた。これを報告書に入れるかどうかは検討し次回お示ししたい。

茶谷委員：　検討区域の宮津市の南端はどこになるのか。

事務局　：　宮津市域については用途地域の設定をしており、そのいちばん南端。高速道路のインターよりは南側。

茶谷委員：　トンネルを越えると宮津の景色が見えてくるが、規制がかからないなら野立て看板が立つことになるのか。

事務局　：　今の検討区域には入っていないが、合意形成がされれば広告物条例のなかで野立て看板を規制することは手法的には可能だ。

赤松委員：　検討区域に宮村地区は入っているのか。

事務局　：　入っている。

吹田委員：　天橋立から見える稜線ということで検討されるのであれば、このラインぐらいまでしか見えないのか、実際の天橋立から見える範囲が反映されているのかお聞きしたい。

事務局　：　次回資料として提示したいが、実際に見えるかどうかを確認させていただく。

前田座長：　本来の景観計画ではフレームだけの話が多くわかりにくいが、この地区別施策は親切な提案だ。最終的に入れるかどうかは今後の検討が必要。全体的なものとアイレベルで見えるものと両方の観点からいい計画にしたい。

織田委員：　地区別の具体的な取組を載せるかどうかわからないと言われたが、平成17年からワー

クショップや検討会を続けてきて今回の計画につながっているので、やはり載せるべき。

取組の「地域資源活用による観光交流」のなかに「情報交換の場の設置」とあるが、地区間ネットワークの提案例には欠落している。情報ネットワークを活用する施策例も考えるべきだ。

事務局　：　施策の提案となると関係部局との調整で厳しいところがある。具体的な内容も含め事務局で検討させてほしい。

「情報交換の場の設置」については、地区ごとと併せて全体としての拠点づくりもあると思われるので提案内容を補強していきたい。

前田座長：　厳密に出すと検討も大変になるので、目標像という感じにして入れていければいい。

幾世委員：　「景観まちづくり」というときれいな言葉だが、実際には地域のしがらみ等もあり、ドロドロした戦いがある。また、この数十年で壊してきた景観を修景するには決意、覚悟が必要。モデルケースとして、どこかの地区が突破していかなければ意識は変わらない。自分の問題として各地域で結束し、一つずつ確実に変えていくしかない。まちづくりの条件は整いつつあるので、成功事例をつくっていきたい。

森委員　：　できるところからやっていくしかない。府中ではバイパス工事が進んでいるが、一宮神社から江尻の先までの間は広告物のない道にしたいと思っている。地主にも協力をよびかけるがよろしくお願いしたい。

前田座長：　岩滝は丹後ちりめんのまちでもあり、文化的景観になると思うところもある。

６．住民への報告・説明方法について

前田座長：　次第6の「住民への報告・説明方法について」、説明をお願いする。

＜事務局より説明＞

井上委員：住民への報告は、地区住民全員に声をかけていくべき。基本方針・理念は大切だが、もっとかみくだいた高齢者にもわかりやすい資料を用意していただきたい。

前田座長：　難しいが努力していただきたい。これで本日の意見交換を終了させていただく。

事務局　：　説明会は各地域の委員の方に意見をお聞きし、日を決定したいのでご協力をお願いする。

開催行事の案内だが、以前の検討会でご指摘のあった色に関する勉強会、「まちの色を見つけよう！」というワークショップを7月4日に予定している。皆様方のご協力、ご指導をお願いしたい。

次回検討会は8月下旬で日程調整のうえ連絡させていただく。

７．閉会